

警備員服装規則を次のように定める。

昭和54年10月6日

防衛大学校長 土田 國保

## 警備員服装規則

警備員服装規則（昭和32年防衛大学校達第18号）の全部を改正する。

改正 昭和57年7月26日防衛大学校達第3号

（目的）

第1条 この達は、警備員の制服その他の被服等（以下「制服等」という。）の制式及び着用について規定することを目的とする。

（制服等の規格）

第2条 警備員の制服等の規格は、別表のとおりとする。

（通常の服装）

第3条 警備員は、通常次の各号に掲げるものを着用するものとする。

- (1) 正帽（夏期は帽子覆をつける。）
- (2) 帽章
- (3) 冬服上衣又は夏服上衣
- (4) 冬服ズボン又は夏服ズボン
- (5) ワイシャツ（夏服を着用する場合を除く。）
- (6) ネクタイ（夏服を着用する場合を除く。）
- (7) 短靴又は半長靴
- (8) バンド

（着用の心得）

第4条 警備員は、勤務時間中はこの達の定めるところに従い正しく制服等を着用し、常に服装及び容儀を端正にして、警備員としての規律と品位を保つように努めなければならない。

2 警備員は、規格に適合しない制服等を着用してはならない。

（制服等の着用時期）

第5条 制服等の着用時期について夏期及び冬期の区別のあるものは、本科学生の例により着用するものとする。

（制服以外の服装）

第6条 警備員は、緊急又は非常の場合、その他車両整備等に従事する場合には、制服

以外の作業服等を着用することができる。

(雨雪の場合等における被服の着用)

第7条 警備員は、雨雪の場合には、雨衣、ゴム長靴、防水用膝覆及び正帽雨覆を着用することができる。

2 警備員は、冬期において寒冷の場合には、警備員用外とう及び手袋を着用することができる。

3 警備員は、夏期においては夏服上衣に代えて別表に定める防暑衣を着用することができる。

(消防服)

第8条 警備員のうち、消防業務を任務とする者が消火作業等を実施する場合は、消火作業に適した別に定める消防服を着用するものとする。

(実施要領等)

第9条 この達の規定するもののほか、実施について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この達は、昭和54年10月6日から施行する。

2 警備員服装規則（昭和32年防衛大学校達第18号）は、廃止する。

附 則（昭和57年7月26日防衛大学校達第3号）

この達は、昭和57年7月26日から施行する。

## 別 表

冬服 (上衣)	地質	紺色の毛織物又は合成繊維混紡織物とする。	
	製式	襟	背広襟とする。
		前面	ダブルとし黒色のボタン各3個を2行につける。左胸部に1個のかくしポケット及び腰部の左右に各1個のふたつきポケットをつける。
	そで	長そでとする。	
		形状は、付図のとおりとする。	
冬服 (ズボン)	地質	冬服上衣と同じとする。	
製式		長ズボンとする。右前面、両わき及び後面の左右に各1個のかくしポケットをつける。 後面のポケットは黒色のボタン1個でそで口を留め胴まわりには7個のバンド通しをつける。 すそ口はシングルとする。 形状は、付図のとおりとする。	
夏服 (上衣)	地質	灰青色の毛織物、綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
	製式	襟	折襟とする。
		肩章	外側の端をそで付けに縫い込み、襟側を灰青色のボタン1個で留める。
		前面	中央に灰青色のボタン6個を1行につける。胸部の左右に各1個のふたつきポケットをつけ、灰青色のボタン各1個でそのふたを留める。
そで	長そでとし、そで口にカフスをつけ、灰青色のボタン2個で留める。		

		形状は、付図のとおりとする。	
夏（ズボン服）	地質	夏服上衣と同じとする。	
	製式	冬服ズボンと同じとする。ただし、ボタンは灰青色とし、形状は、付図のとおりとする。	
外 と う 式	地質	紺色の毛織物、化学繊維織物、又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
	製式	襟	アルスターカラーとする。
		肩章	外側の端をそで付けに縫い込み、襟側を黒色のボタン1個で留める。
		前面	ダブルとし、黒色のボタン各3個を2行につける。腰部の左右に各1個のかくしポケットを斜めにつける。
		後面	胴部の左右にともぎれの背バンド各1本をつけ、黒色のボタン2個で結び、すそをさく。
		そで	長そでとする。
		形状は、付図のとおりとする。	
正 帽	地質	冬期上衣と同じとする。	
	製式	<p>円形とし、黒色の革製ひさし及び黒色の革製あごひもをつける。あごひもの両端は帽の両側において鳩及び桜花を桜で抱ようしたものを浮き彫りにした金色の耳ボタン各1個で留める。</p> <p>帽の腰回りには、生地と同色の蛇腹を巻く。</p> <p>天井の両側に各2個の鳩目をつけ通風口とする。</p> <p>正面中央に2個の鳩目をつけ帽章の付着位置とする。</p> <p>夏は灰青色の覆をつける。</p>	

		形状は、付図のとおりとする。	
帽	章	<p>黒色ラシャの台地に金色金属製の桜花をつけ、その上位に金モール製の鳩をつけ下部を金及び銀モール製の桜で囲んだものとする。</p> <p>形状及び寸法は、付図のとおりとする。</p>	
ワイシャツ		白色の綿織物、麻織物、化学繊維物又はこれらの混紡繊維若しくは交織織物とする。	
ネクタイ		<p>紺色の絹織物、人造繊維織物又は合成繊維織物とする。</p> <p>形状は、付図のとおりとする。</p>	
衣 式	地質	濃紺色の完全防水を施した綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
	製	襟	開襟及びステン襟兼用とし、裏側に頭きんを留めるボタンを5個つける。
		肩章	外側の端をそで付けに縫いつけ、襟側を黒色のかくしボタン1個で留める。
		前面	中央に黒色のかくしボタン5個を1行につけ、腰部の左右に各1個のかくしポケットを斜めにつける。
		後面	すそをさき、黒色のかくしボタン1個をつける。
		頭きん	下部の回りにボタン穴5個をあけ、側部に鼻覆1個及びこれを留めるボタン3個をつける。
		そで	長そでとし、そで口に近い部位の外側に締めバンドを設け、黒色の飾りボタンで留める。
		形状は、付図のとおりとする。	
バンド		紺色の綿又は合成繊維細布織物とし、銀色の金属製バックルをつける。形状は、付図のとおりとする。	

短靴		<p>黒色の革製とする。</p> <p>形状は、付図のとおりとする。</p>	
半長靴		<p>茶色の革製とする。</p> <p>形状は、付図のとおりとする。</p>	
防	地質	夏服と同じとする。	
	製	襟	背広襟（小開き）とする。
肩章		外側の端をそで付けに縫い込み、襟側を灰青色のボタン1個で留める。	
前面		中央に灰青色のボタン4個を1行につける。胸部の左右に各1個のふたつきポケットをつけ、灰青色のボタン各1個でそのふたを留める。	
衣	式	そで	半そでとする。
		形状は、付図のとおりとする。	

付 図 : 略